

# 公益財団法人東京都道路整備保全公社 E C I 方式試行要綱

6 東道総計第 4 5 号

令和 6 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事において、設計段階から施工者が関与する E C I 方式を実施するに当たり、必要な手続の基本的な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) E C I 方式 当該工事の性格等により公表段階では仕様の確定が困難な場合に、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的とした技術提案・交渉方式のうち、選定した優先交渉権者の技術を設計に反映した後に施工を契約する方式（技術協力・施工タイプ）
- (2) プロポーザル方式 参加を希望する者を公募により募集し、技術的に最適な者を特定する方式
- (3) 設計者 公社が別途発注した設計業務の受託者
- (4) 優先交渉権者 技術提案を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者
- (5) 交渉権者 優先交渉権者の次順位以降の者
- (6) 非選定者 競争参加資格がない等と認められた者

(対象工事等の選定)

第 3 条 E C I 方式の適用対象は、公社が発注する建設工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者が最適な仕様を設定できない工事
  - (2) 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
  - (3) その他 E C I 方式とすることが適当であると工事を主管する部長及び課長（以下「工事主管部長等」という。）が認める工事
- 2 工事主管部長等は、前項の基準に該当する建設工事、別途契約する設計業務及び関連する業務の発注に先立ち、E C I 方式の適用の妥当性について、第 5 条に規定する学識経験を有する者からの意見聴取を経なければならない。
- 3 前項の意見聴取後、工事主管部長等は、具体的な実施対象工事等を契約担当者等（公社処務細則の計理課契約係をいう。以下同じ。）と協議の上、決定するものとする。
- 4 設計業務、技術協力業務及び関連する業務の発注に当たっては、E C I 方式の対象業務であることを示した上で発注するものとする。

(技術審査委員会)

第 4 条 工事主管部長等は、E C I 方式を適正に実施するため、契約担当者等に協議の上、技術提案等の審査を行う組織として技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実施要領の調査、審議
- (2) 技術提案書に関する評価基準の策定
- (3) 技術提案書の審査
- (4) その他必要な事項

3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 審査委員会は、当該工事の手続きを進めるに当たり、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、複数の外部有識者（以下「学識経験者」という。）から次の事項について意見聴取しなければならない。

(1) 公表前

- ア E C I方式の適用の妥当性
- イ 技術提案範囲・項目・評価基準
- ウ 参考額の設定方法
- エ 交渉手続

(2) 技術審査段階

- ア 各競争参加者の技術提案内容
- イ 個別評価項目の技術審査、評価内容
- ウ 各競争参加者の技術評価点・順位
- エ 技術提案に対する講評
- オ 優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定
- カ 価格等の交渉手続

(3) 価格等の交渉段階

- ア 価格等の交渉の合意の内容
- イ 交渉成立・不成立
- ウ 予定価格の算定の考え方

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会は技術的判断の必要性に応じて学識経験者の活用を図ることができるものとする。

(実施要領)

第6条 工事主管部長等は、E C I方式の技術協力業務に係るプロポーザル方式の実施要領（以下「実施要領」という。）を、第4条の審査委員会の審議を経た後、契約担当者等に協議の上、定めるものとする。

2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 目的
- (2) E C I方式とした理由

- (3) 業務概要
- (4) 対象工事の概要
- (5) 発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担
- (6) 参加資格要件
- (7) 参考額
- (8) 審査及び評価方法
- (9) 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）
- (10) 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等
- (11) プレゼンテーション・ヒアリング
- (12) 優先交渉権者の選定
- (13) 技術協力業務等の関係者
- (14) 基本協定書の締結
- (15) 設計協力協定書の締結
- (16) リスク負担・分担
- (17) その他必要と認められる事項

3 工事主管部長等は、第 1 項の規定により定めた実施要領を、速やかに契約担当者等に提出するものとする。

(参考額)

第 7 条 工事主管部長等はプロポーザル方式による競争参加者の提案する目的物の品質・性能レベルの目安として、予め目的物の参考額を設定する。

2 参考額は目安であり、予定価格ではないため、その範囲内での契約を要するものではない。

(技術提案書)

第 8 条 第 6 条第 2 項第 9 号の技術提案書は、次に示す事項から必要なものを記載するものとする。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務への取組方針
- (3) 技術提案
- (4) その他必要と認められる事項

(技術提案書提出者の選定等)

第 9 条 契約担当者等は、参加表明書を提出した者で、かつ、実施要領に定める参加要件を満たした者に対し、技術提案書の提出を求めるものとする。

2 契約担当者等は、技術提案書の提出を求める者に、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を要請するものとする。

3 契約担当者等は、参加要件を満たさない者にその理由を通知するものとする。

(技術提案書の審査及び特定)

第10条 工事主管部長等は、技術提案書の提出を受けたときは、審査委員会に付議するものとする。

2 審査委員会は、評価基準に基づく技術提案書の審査とともに、技術提案書の提出者からヒアリングを実施し審査する。

3 工事主管部長等は、前項の審査を経て、技術提案書の特定を行う。

(技術提案書の特定の通知)

第11条 工事主管部長等は、技術提案書を特定したときは、その結果を契約担当者等に通知するものとする。

(随意契約業者選定委員会等への付議)

第12条 契約担当者等は、第10条第3項の規定により特定した技術提案書の提出者を優先交渉権者として選定し、技術協力業務について特命随意契約を締結することを、随意契約業者選定委員会等に付議するものとする。

(選定理由・非選定理由の説明)

第13条 契約担当者等は、前条の議を経た優先交渉権者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

また、契約担当者等は、技術提案書の提出者のうち、次順位以降の者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を、参加資格がないと認められた者に対しては、非選定の旨とその理由を通知する。

2 非選定者は、前項の通知に不服がある場合に、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、再度書面により契約担当者等に非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 契約担当者等は、非選定者から非選定理由についての説明を求められたときは、工事主管部長等に協議の上、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(技術協力業務の契約と協定締結)

第14条 契約担当者等は優先交渉権者と見積合わせを実施した上で、技術協力業務についての契約を締結するものとし、併せて工事主管部長等が作成した次に掲げる協定を締結するものとする。

(1) 基本協定

(2) 設計協力協定

2 前項第1号の基本協定は、工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定であり、円滑に価格等の交渉を行うため、公社と優先交渉権者の二者で締結するものとする。

3 第1項第2号の設計協力協定は、優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた調整及び協力に関する協定であり、円滑に設計を実施するため、公社、設計者及び優先交渉権者の三者で締結するものとする。

(技術協力業務契約後の公表事項)

第 15 条 工事主管部長等は、技術協力業務の契約後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業者名について
- (2) 随意契約結果及び契約の内容について
- (3) その他必要と認められる事項

(価格等の交渉)

第 16 条 価格等の交渉は、基本協定に基づき実施するものとする。

- 2 審査委員会は、優先交渉権者との価格等の交渉の内容と共に成立・不成立について審査する。
- 3 工事主管部長等は、審査委員会の審査に基づき交渉の成立・不成立を決定し、その旨を契約担当者等に通知するものとする。

(交渉の成立)

第 17 条 契約担当者等は、優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に交渉成立通知を行うとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して交渉終了通知を行うものとする。なお、交渉成立通知から見積合わせの間に優先交渉権者が辞退する場合及び見積合わせで不調となる場合を考慮し、交渉終了通知は契約締結まで留保できるものとする。

(交渉の不成立)

第 18 条 第 16 条第 3 項の規定により交渉を不成立とした場合、優先交渉権者にその理由を付して交渉不成立通知を行うと共に、成立した場合と同様に、技術協力業務の完了検査を実施の上で支払いを行うものとする。

- 2 優先交渉権者との交渉の不成立を踏まえ、次順位の交渉権者に対しては、優先交渉権者となった旨を通知するとともに、技術協力業務への参加意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施することができる。
- 3 前項の交渉権者による技術協力業務の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき、発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。
- 4 設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。
- 5 前項の手続きを経て、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

(随意契約業者選定委員会等への付議)

第 19 条 契約担当者等は、第 17 条により交渉が成立した優先交渉権者と工事請負契約について特命随

意契約を締結することを、随意契約業者選定委員会等に付議するものとする。

(工事請負契約の締結)

第20条 契約担当者等は、前条の議を経た優先交渉権者と見積合わせを実施した上で、契約を締結するものとする。

(工事契約後の公表事項)

第21条 工事主管部長等は、工事の契約後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 随意契約結果及び契約の内容について
- (2) 契約者の選定経緯について
- (3) その他必要と認められる事項

(技術提案の取扱い)

第22条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、特許権等を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

- 2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、競争参加者に周知するものとする。
- 3 契約者以外の競争参加者の技術提案は、競争参加者の権利に属するため、公社は許可を得ることなくこれを使用することはできない。

(その他)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準じ、工事主管部長等が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年5月1日以後に発注予定公表を行う案件から適用する。